

平成26年度国民年金保険料
免除申請受付を開始します

保険料の免除や猶予を受けず未納の状態、万が一障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。未納のままにせず、一度ご相談ください。

■平成26年度免除申請

- 対象期間 7月から平成27年6月分
- 受付開始日 7月1日(火)

※継続審査の方を除き毎年申請が必要です。また、平成25年中の所得を申告していない方は申告が必要です。

●免除の種類 全額、一部(4分の3、半額、4分の1)、若年者納付猶予(30歳未満の方)

●申請に必要な物 ①年金手帳、②印鑑、③離職した方は「雇用保険受給資格者証」などの証明書、④平成26年1月1日時点の住民票が本市以外の方は、その市区町村からの「平成26年度所得証明書(免除申請用)」※③④には、配偶者と世帯主の分も必要です。

■上記期間以外の免除申請

平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請できるようになりました。詳しくはお問い合わせください。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3111
市民課 ☎22-1312
日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

白石うーめん体操動画配信
動画再生回数もうすぐ9万回!

QRコード対応の携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、右のバーコードをご利用ください。



■人口 36,318人 (前月比) -62人
男17,726人 女18,592人
■出生件数 16件 ■死亡件数 44件
■世帯数 14,110世帯 ※住民基本台帳から、5月31日現在

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。

介護サービスを利用した方に
「介護給付費のお知らせ」を送付します

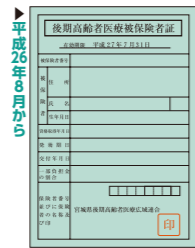
このお知らせは、利用したサービス内容や費用、利用者負担額などを記載しています。サービス利用票や領収書で確認してください。

※費用の請求や通知ではありません。

発送月	サービス提供月
7月下旬	平成25年12月～平成26年3月分
11月下旬	平成26年4月～平成26年7月分
平成27年3月下旬	平成26年8月～平成26年11月分

☎長寿課 ☎22-1361

後期高齢者医療制度の
被保険者証(保険証)を更新します



現在お使いの「オレンジ色の保険証」は有効期限が7月31日までです。新しい「保険証」(緑色)は7月末に本人あてに郵送。ただし、簡易書留でお送りしますので、受け取りには印鑑が必要です。古い保険証は8月1日以降に各自ハサミなどで切って処分していただくか、健康推進課にご返却ください。

●7月末日までに郵送する物

- ①後期高齢者医療被保険者証(緑色の保険証)
- ②限度額適用・標準負担額減額認定証 ※②は、減額認定証を現在お持ちの方で8月1日以降も認定要件が満たされている場合のみ、保険証に同封します。 ※7月中に、一人暮らしの方で長期不在となる場合は必ずお知らせください。

☎健康推進課 ☎22-1362

介護保険負担限度額認定には
申請が必要です

介護保険施設入所者や短期入所生活介護(ショートステイ)を利用されている方で、介護保険負担限度額認定を受けている方は、6月30日が認定期間満了日です。引き続き認定が必要な方は申請が必要です。早めの申請をお願いします。

※申請した月の1日にさかのぼって認定されます。

利用者負担段階	対象となる方
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が、80万円以下の人
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人

☎長寿課 ☎22-1361

市道に面している私道の
工事費の一部を助成します

用地の所有権の問題や道路の形態などの理由で市道に移管することができず、これまで舗装や側溝の整備・改修が行われなかった私道の工事費の一部を助成します。

また、昨年度から地震、豪雨などの災害により被災した箇所を改修する場合も対象となります。

●要件

- ①新たな私道の舗装、排水側溝の設置、改修、また、過去10年以内に助成制度を利用したが、地震、豪雨などの災害で被災した箇所の修繕工事
- ②幅4m以上かつ延長35m以上で私道的一端が市道に面し、5世帯以上が居住し、うち3世帯以上が持ち家であることなど。

●助成額 整備に必要な経費の50%

☎建設課 ☎22-1326

市内の交通事故 5月1日～31日 ※()は1月からの累計

■発生件数 66件(389件) ■死亡者数 0人(0人)
■負傷者数 6人(36人) ■物損件数 61件(360件)
■飲酒運転摘発者数 0人(2人)

紙上からお礼申し上げます。

次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。

■生活基盤の整備や福祉事業などのため

安彦文治、亙理達、山崎哲男、山崎けい子、賀剛志、白石市野球協会会長 佐川徹雄、しろいし母親クラブ会長 佐々木とし子、若柳梅京後援会会長 高橋昌

■震災復興のため

タケウチミサオ、タケダジュンイチ、第10回手づくりの市実行委員会実行委員長 谷津裕子、特定非営利活動法人小十郎まちづくりネットワーク理事長 佐藤賢一、白石旧車会末谷喜雄、川村要一郎、山田乳業株式会社、長谷紀子、川島昭憲(平成26年5月1日～31日まで)

※震災後からの合計831件・107,627,125円



1_チャリティーリサイクルを開催しデジタルカメラを寄付する若柳梅京さんと後援会会長高橋昌さん 2_益岡公園野球場にBSO表示装置を寄付する白石市野球協会会長佐川徹雄さんと協会の皆さん 3_フリーマーケットを開催し震災復興のために寄付をする白石旧車会末谷喜雄さんと会の皆さん 4_手づくり市の収益と募金を震災復興のために寄付する実行委員長谷津裕子さんと副実行委員長守屋晋明さん

子育て世帯臨時特例給付金の
お知らせ

消費税率が8%に引き上げられたことに伴い臨時的な措置として子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

●支給対象者 基準日となる平成26年1月1日に市内に住民票がある方で、次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※「臨時福祉給付金」の対象となる方、生活保護の方は対象となりませんのでご注意ください。

●対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

●支給額 対象児童1人につき1万円

●受付期間 7月14日(月)～10月14日(火)

●受付場所 市役所1階子ども家庭課

※郵送でも受け付けます。

●その他 平成26年1月1日現在、白石市で児童手当を受給していた方には、別途通知をします。公務員の方は、申請の際に勤務先から交付される「児童手当受給状況証明書」が必要です。

☎子ども家庭課 ☎22-1363

緊急Web通報システムの
運用を開始します

聴覚・言語機能障害者を対象とした、インターネット接続機能を利用して消防車や救急車を要請する緊急Web通報システムを導入し、7月1日から運用を開始します。

緊急Web通報システムとは、インターネットに接続できるすべての携帯電話、スマートフォン、PHS、パソコンを使って簡単に緊急通報ができるシステムです。

利用対象者は、仙南2市7町の管内に在住し、または通勤、通学されている方で、音声による119番通報が困難な方です。なお、利用には事前の登録が必要です。

☎仙南消防本部指令課 ☎0224-52-1050
<http://www.aqz.or.jp/shoubou/index.php>

7月の上下水道事業所
夜間窓口

●日時 7月25日(金)・28日(月) 17:15～20:00

●場所 上下水道事業所(城北町) ※お取り扱いは上下水道料金・使用料、下水道事業受益者負担金など、上下水道に関連するものです。

☎上下水道事業所 ☎25-5522

平成25年度情報公開・
個人情報保護制度の実施状況

■情報公開制度の実施状況

区分	件数
開示	7件
部分開示	3件
非開示	2件
その他(※)	1件
不服申し立て	0件
情報の提供	402件

※その他: 存否応答拒否、不存在、取り下げ

■個人情報保護制度の実施状況

区分	件数
個人情報取り扱い業務	374件
開示等請求	0件

☎総務課 ☎22-1331

7月は
固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
の納期です

「夜間収納総合窓口」開設

●日時 7月25日(金)・28日(月) 17:15～19:30

※納税相談は20:00まで

●場所 収納管理室・会計課